

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	高石市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/soumu/soumu_ka/jyouhou/index.html

執行機関名 高石市教育委員会

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例10号)による医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5の項 高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第10号)による医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の <u>生活の安定と自立の促進に寄与</u> するため当該児童について児童扶養手当を支給し、もって <u>児童の福祉の増進</u> を図ることができる。	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、 <u>生活の安定と児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例10号) 高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和55年規則